

試験開始の指示があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。

建築士定期講習 修了考查 試験問題

一級建築士定期講習 40 問／解答時間 60 分
二級建築士定期講習 35 問／解答時間 50 分

注 意 事 項

- 解答用紙に、正しく記入・マークされていない場合は、採点できないことがあります。
- 時間前に解答が終了しても、途中退出はできません。
- 講義を視聴していない方は修了考查を受験することができません。
- 保有する資格の建築士免許証のコピーをご提出ください。ご提出がない場合、修了証の交付ができません。
- 試験終了後、問題冊子は回収します。

【MEMO】

建築士定期講習 修了考査 試験問題－2024-1

以下の各問題について、適切と思うものはマークシートの○に、不適切と思うものはマークシートの×にマークしてください。

1. 平成 26 年 6 月公布の建築基準法の一部を改正する法律によれば、延べ面積が 3,000 m²を超える木造建築物を壁、床又は防火設備（以下、「壁等」）によって所定の区画をした場合は、耐火構造等でなくとも建築可能となった。
2. 平成 26 年 6 月公布の建築基準法の一部を改正する法律によれば、老人ホーム等の用途の建築物について当該用途に供する地階の床面積を 1 / 3 を限度として容積率算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととなった。
3. 平成 30 年 6 月公布の建築基準法の一部を改正する法律によれば、特殊建築物のうち確認を要するものを、当該用途の床面積の合計が 200 m²を超えるものとした。
4. 平成 30 年 6 月公布の建築基準法の一部を改正する法律によれば、防火地域内にある建築物は、延焼のおそれのある部分に防火設備等を設け、かつ、壁、柱、床等及び防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能を定めた所定の基準に適合すれば、耐火建築物以外の建築物とすることができるようになった。
5. 平成 30 年 6 月公布の建築基準法の一部を改正する法律によれば、法 27 条 1 項の規定に基づく就寝を利用する建築物で、3 階建・200 m²未満の建築物であって耐火構造としないものについては、いわゆる堅穴区画も不要となった。
6. 令和元年 12 月公布の建築基準法施行令の一部を改正する政令によれば、ホテルと同一階に飲食店が隣接する場合、管理者が同一であれば、異種用途区画は不要となった。
7. 令和元年 12 月公布の建築基準法施行令の一部を改正する政令によれば、3 階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）の用途に供する建築物のうち階数が 3 で延べ面積が 200 m²未満のものの堅穴区画については、スプリンクラー設備等を設置した場合、10 分間の遮炎性能を有する防火設備であればよいこととなった。
8. 令和 4 年 6 月公布の建築基準法の一部を改正する法律によれば、二級建築士が行える簡易な構造計算で建築可能な 3 階建て木造建築物の高さが 16m 以下と拡大した。

9. 令和 4 年 6 月公布の建築基準法の一部を改正する法律によれば、従来の「主要構造部」が「特定主要構造部」と「損傷を許容する主要構造部（あらわしの木造で設計可能）」の 2 つに分かれることとなった。
10. 令和 4 年 6 月公布の建築基準法の一部を改正する法律によれば、床面積、避難の用に供する廊下等の構造、消火設備、非常用の照明装置、警報設備等の設置の状況及び構造の観点から避難上支障がない無窓居室は、直通階段までの歩行距離上限を採光無窓居室でない居室と同等まで引き上げられた。
11. 令和 4 年 6 月公布の建築基準法の一部を改正する法律によれば、容積率算定の基礎となる延べ面積に不算入とする部分に、住宅又は老人ホーム等に設ける国土交通大臣が定める給湯設備を設置する機械室等であって、所定の基準に適合し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものが追加された。
12. 令和 4 年 6 月公布の建築基準法の一部を改正する法律によれば、第一種低層住居専用地域等内の絶対高さ制限と高度地区の高さ制限について、屋根の断熱改修や屋上への省エネ設備等の工事を行った建築物は、特定行政庁の許可を要することなく、高さ制限の限度を超えることができるようになった。
13. 令和 4 年 6 月公布の建築基準法の一部を改正する法律によれば、敷地境界線との間に空地を確保するなど一定の要件を満たす倉庫等の庇で、外壁の中心線から 5 m 以上突き出したものは、先端から 5 m までは建築面積に算入しないものとされた。
14. 令和 4 年 6 月公布の建築基準法の一部を改正する法律によれば、構造種別や都市計画区域等の内外にかかわらず、階数 2 以上又は延べ面積が 200 m² を超える建築物は、建築確認・検査の対象となり、構造安全性の基準等も審査対象となるようになった。
15. 令和 4 年 6 月公布の建築基準法の一部を改正する法律によれば、法 6 条 1 項の見直しに伴い、階数 2 以上又は延べ面積が 200 m² を超える建築物は、仮使用認定を受けた場合を除き、検査済証を受けるまで使用制限の対象となった。
16. 令和 4 年 6 月公布の建築基準法の一部を改正する法律によれば、住宅の居室の採光に有効な部分の面積は、床面において 50lx 以上の照度を確保することができる照明設備を設置する場合、その居室の床面積に対して 1 / 10 以上で良いこととなった。
17. 令和 4 年 6 月公布の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律によれば、2025 年 4 月から、原則として全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付けることが予定された。

18. 令和 4 年 6 月に公布された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律によれば、2024 年 4 月から、分譲マンションを除く、新築の戸建住宅及び共同住宅の全てがトップランナー制度の対象となった。
19. 令和 4 年 6 月に公布された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律によれば、2024 年 4 月から、市町村が再生可能エネルギー導入において、気候・立地条件が適した区域で、地域の実情を踏まえながら建築物への再生可能エネルギー利用設備の導入促進を図ることができる仕組み（建築物再生可能エネルギー利用促進区域）を構築できることとなった。
20. 令和 4 年 6 月に公布された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律によれば、建築士は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において、市町村の条例で定める用途・規模の建築物について設計の委託を受けた場合、設置することができる再エネ設備に係る所定の事項について、建築主に対して説明しなければならなくなつた。
21. 令和 4 年 6 月に公布された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律によれば、2025 年 4 月から、建築士は、建築物の建築等に係る設計を行うときは、設計を委託した建築主に対し、エネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明義務を負うこととなった。
22. 令和 4 年 6 月に公布された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律によれば、2025 年 4 月から、建築主は、増改築をする場合、増改築をする部分を省エネ基準に適合させればよいこととなった。
23. 2025 年 4 月から、二級建築士が設計等をすることができる建築物の範囲が「高さ 16m 以下かつ階数 3 以下」の建築物に拡大された。

以下、第 2 章より

24. 国は、2020 年 10 月に「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（カーボンニュートラル）にし、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した。
25. 木は齢級が高いほど CO₂ 吸収量が低くなるため、現在既に十分成長した 60 年生前後の人工林森林面積が多い我が国の現状から、将来的に森林吸収量は減っていくものと想定されている。
26. ZEH とは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称で、「一年間の消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅」のことを指す。

27. 木材に継続的に荷重を作用させ、時間の経過とともに徐々に変形が進んでいく現象を“クリープ”といい、ある限度以上の高い荷重（静的強さの 40～50%以上）ではクリープによる変形が限界を超えて、ついには破壊に至ることがあり、これをクリープ破壊という。
28. 木材の実大材の基準強度は、製品に含まれる弱い個体の値ではなく、破壊する強度の平均値を基準にして決められる。
29. 単板積層材は、丸太を薄く剥いた单板（ベニヤ）を纖維方向をほぼ並行に揃えて積層接着した木質材料で、Cross Laminated Timber の頭文字を取って C L T と呼ばれる。
30. 木質ラーメン構造は、柱梁接合部のモーメント抵抗を利用したフレーム構造であるが、接合部を完全に剛接合にすることは困難なため、柱梁接合部を有限な剛性をもつ回転ばねとして評価することが必要である。
31. 木質系厚板面材である C L T の整備により、柱梁の軸組工法だけでなく、厚い壁、床を用いた壁式構造が再認識され、ツーバイフォー工法とあわせて中高層木造建築に展開するようになった。
32. 混構造では、防耐火の視点にたつと高さ方向の立面混構造や R C 大架構+木造のようなメガストラクチャによる区画を前提とした混構造、構造的には性能が明快な立面混構造と、負担比率、偏心、剛性率などが課題になる平面混構造の選択が鍵になる。
33. 2015 年、2019 年の改正建築基準法施行により、「耐火建築物と同等の性能を有する建築物」として、「準耐火構造+火災安全上の措置の建築物」、「準耐火建築物と同等の性能を有する建築物」として、「防火構造+延焼防止上の措置の建築物」が位置付けされ、設計手段が拡充されている。
34. 耐火建築物と同等の性能を有する建築物は、従来、「耐火建築物」や「耐火構造」が求められていた用途・規模・階数について、用途や規模等をある程度限定して、「準耐火構造+火災安全上の措置（建物の倒壊抑制上の措置、建物利用者の避難安全上の措置、周辺市街地への延焼抑制上の措置）」で造れるように位置付けられた。
35. 準耐火建築物と同等の性能を有する建築物は、従来、建築基準法第 61 条の準防火地域内の建築物の防耐火構造制限で、「準耐火建築物」が求められていた用途・規模・階数のうちの、3 階建て以下、延べ面積 500 m²以下の場合について、「防火構造+延焼防止上の措置の建築物」で設計可能となった。

以下の問題は、一級建築士の方のみ解答してください。

二級建築士の方は解答を要しません。

36. 耐震診断とは、震度 6 強または 7 程度の地震、いわゆる「極稀地震」が発生した場合に、既存の建物が倒壊する可能性があるかないかを判定するものである。
37. 耐震診断の判定は、建物の上部構造評点により行い、上部構造評点は、「建物の保有する耐力 edQ_u 」を地震の際に建物に加わる力「必要耐力 Q_r 」で除した値である。
38. 中古住宅を安心して取引することができるようにするために、第一に住宅売買に住宅の検査、インスペクションをすること、第二に住宅履歴情報（いえかるて）の生成、蓄積、活用によって、過去の履歴の把握をすること、そして第三に、条件に合った中古住宅を安心R住宅と認定する制度が重要とされている。
39. 日本も中古住宅取引にインスペクションを取り入れていくために、国がインスペクションガイドラインを作成し、重要事項説明の対象項目としたうえで、その実施が義務付けられている。
40. 特定空家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

【MEMO】



664-8900-1006-17